

## 看護補助体制充実加算算定のための看護管理者の役割

### ～研修会の企画から実践まで～

高橋 陽子<sup>1)</sup> 河端 裕美<sup>1)</sup> 田中 直子<sup>1)</sup> 磯部 智行<sup>2)</sup> 風晴 俊之<sup>3)</sup>

美原 盤<sup>4)</sup>

1) 公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院 看護部

2) 公益財団法人脳血管研究所 法人本部 システム管理課

3) 公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院 事務部

4) 公益社団法人全日本病院協会群馬県支部 支部長

[はじめに]令和 4 年度診療報酬改定は「看護補助体制充実加算」が新設された。算定要件として当該病棟の看護師長は関係団体による所定の研修、看護職員と看護補助者は院内研修の受講が求められ、早急に体制を整えることが必要であった。

[取り組み]看護師長研修は、当院看護管理者が 3 月末に企画、全日本病院協会(全日病)群馬県支部を介し本部の協力を得て全日病主催とした研修会を 4 月 24 日に開催、30 名が修了した。看護職員研修は看護部とシステム課が協力して研修動画を作成、Youtube に掲載し e-ラーニング形式で実施した。看護補助者研修は e-ラーニングに加え、看護補助業務マニュアルを用いて OJT 研修を行った。4 月中に該当職員全員が研修を終え、当院では 5 月より当該病棟で本加算の算定が可能となった。

[結語]診療報酬改定に対し、看護管理者は関係団体や関連部署と連携を図り迅速に対応することが期待される。